

大和市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年4月10日

大和市長 大 木 哲

### 大和市条例第13号

#### 大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例(平成12年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず26,784円とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条第2項の規定は、平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、適用しない。